

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社豆蔵デジタルホールディングス
【英訳名】	MAMEZO DIGITAL HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中原 徹也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理本部本部長 泉 健憲
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 中原徹也及び取締役管理本部本部長 泉健憲は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価範囲は当社及び連結子会社3社を対象としています。評価範囲の連結会社間取引控除後売上高を合算すると、連結売上高の100%を占めております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の連結子会社についてはいずれも情報サービス事業を営んでいることから、事業拠点の重要性を判断する指標に売上高を選定しています。評価対象としては、全社的な内部統制の評価が良好であることを前提として、各事業拠点の売上高（連結会社間取引控除後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。当連結会計年度における業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は連結子会社3社の事業拠点としており、全社的な内部統制の評価範囲同様、連結会社間取引控除後売上高を合算すると、連結売上高の100%を占めております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、当期は賞与引当金、貸倒引当金、受注損失引当金、税金計算、税効果会計及び減損損失を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。